

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する  
 利子の額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表八(一)付表 令五・四・一以後終了事業年度分

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算						
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)「16の計」)	1	円	支払利子合計額の配賦割合 $\frac{(1)}{(3)}$	9		
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 (別表十八(一)「29の計」) - (1)	2		支払利子配賦額 (8) × (9)	10		
計 (1) + (2)	3		適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1) × 0.04	11		
支払利子等の額の合計額 (別表八(一)「38」)	4		支払利子配賦額の10%相当額 (10) × 0.1	12		
他の通算法人に対する支払利子等の額	5		令第19条第2項の適用の判定 (11) ≥ (12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」	13		
支払利子合計額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		支払利子等の控除額 ((10) + (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)	14		
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」) - (6)	7					
計 (6) + (7)	8					
修 正 申 告 で あ る 場 合						
再 計 算 要 否 の 判 定	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の4%相当額 (当初申告の(3)) × 0.04	15	円	調整前当初支払利子配賦額 (10)	20	
	当初申告支払利子合計額の合計の10%相当額 (当初申告の(8)) × 0.1	16		「非 該 当」 の 場 合	利子修正額 (6) - (当初申告の(6))	21
	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の4%相当額 (3) × 0.04	17		調整当初支払利子配賦額 (20) + (21) (マイナスの場合は0)	22	
	支払利子合計額の合計の10%相当額 (8) × 0.1	18		調整当初支払利子配賦額の10%相当額 (22) × 0.1	23	
法第64条の5第6項の規定の適用がある場合、(15) < (16)である場合又は(17) < (18)である場合	19	該当・非該当	合	当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23) - (1) (マイナスの場合は0)	24	